

泉佐野市滞在コンテンツ造成実証事業企画運営等委託業務仕様書

1. 業務の名称

泉佐野市滞在コンテンツ造成実証事業企画運営等委託業務

2. 業務の目的

国内外観光客の短時間滞在という泉佐野市（以下、「市」という。）の観光課題の解決を目指し、観光周遊促進に伴う滞在時間の長期化を図ることができる着地型観光の定着のため、民間企業等の専門的知識やデジタル技術等を活用し、官民連携協働による新たな滞在コンテンツを創出し、継続的な誘客を図ることを目的とします。

3. 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月31日までの期間内で実施すること。

※契約期間は、事業実施時期の提案内容により調整すること。

4. 委託業務の概要

この実証事業は、今後の滞在コンテンツの創出等に活用していくこととし、業務内容は下記のとおりとする。

(1) 滞在コンテンツの創出

- ・観光イベントの実施や観光資源の磨き上げなどによる観光客の増加、滞在時間の長期化につながるコンテンツを創出すること。
- ・泉佐野市の認知向上、イメージアップにつながるとともに継続的な実施を想定したコンテンツとすること
- ・関西国際空港から南（和歌山市や紀の川市など）への観光客の流れを活性化させるなど、市が地域の観光ハブ拠点を担えるよう工夫すること。提案も策定すること。
- ・一日限り、複数回、一定期間に亘ってなど、より効果の見込めるものであれば、自由に提案すること。

(2) 事業計画及びプロモーション計画の作成

上記（1）を効率的、効果的に実施するための事業計画及びより多くの方にPRするためのプロモーション計画を作成すること。

(3) 事業効果の検証

創出したコンテンツについて、アンケート調査や市場調査など、有効な手段により効果検証を実施し、市に報告すること。

なお、報告内容については公表する場合がありますので、だれが見ても分かりやすいよう工夫すること。

(4) 活動報告

創出したコンテンツを複数回、一定期間に亘って実施するような提案内容の場合、業務完了時の実績報告とは別に適宜又は市の求めにより実施状況を報告すること。

(5) 市との調整

受託者は、業務の遂行にあたり、都度、市と企画調整・協議を行うこと。

(6) その他機関との連携

受託者は、業務の遂行にあたり、市の要請や必要に応じて観光関係団体等との連携、調整を行うこと。

5. 履行場所

本業務における履行場所は次のとおりとする

- ・受託者が提案し市が承認する場所または市が指定する場所

6. 業務実施体制

- ・本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること
- ・業務実施責任者及び実務担当者を合わせて複数名配置すること
- ・受託者は、委託契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名等を市に報告すること

7. 業務完了後の提出書類

受託者は、本業務完了後、1 カ月以内に委託業務完了届及び以下の内容を含む実績報告書を提出すること

- ・業務の実施期間及び内容
- ・活動内容及び実績が分かる資料（アンケート結果等）
- ・上記の効果測定結果
- ・PR 活動相手先リスト

8. 担当部署

泉佐野市生活産業部まちの活性課

〒598-0007 大阪府泉佐野市上町3丁目11-48

電話 072-469-3131

FAX072-463-1827

e-mail:kankou@city.izumisano.lg.jp

9. 支払い条件等

- ・委託業務完了以降に本委託業務にかかる経費を支払うものとする
- ・受託者は、本委託業務の遂行上必要がある場合は、概算払いを請求することができるものとし、請求方法等の詳細は、市と協議のうえ決定するものとする。

10. 留意事項

- ・原則、業務履行に際して必要な旅費、宿泊費、通信費、事務消耗品費にかかる費用等については、概算見積書により承認されたものは、契約金額に含むものとする。
- ・業務の遂行にあたっては市と調整のうえ実施すること。
- ・実施内容の協議のため、市から要請のあった場合は、市等が開催する会議に出席すること
- ・資料等作成に際して、著作物の許諾等が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾により発生する費用は、当初の契約金額に含むものとする
- ・受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、市と協議を行うこと。

11. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務実施に際して関係諸法令を遵守すること

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認められる場合は、市と協議のうえその一部を委託することができる

(3) 個人情報の取扱い

受託者が当業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法その他、これに関連する諸法令、ガイドライン、自ら定める個人情報保護方針その他の安全管理基準に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない

(4) 守秘義務

受託者は、本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする

12. 危険負担

委託業務実施中又は委託業務実施に起因すると判断される事故が発生した場合、その責任はすべて受託者の責任とする

13. 著作物の利用及び著作権

本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって市に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

14. 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約を取り消すことができる。この場合、市に生じた損害は受託者が賠償するものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、市及び受託者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

16. 不当介入における通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、市に履行期間の延長変更を請求することができる。

17. その他

(1) 本仕様書に定めのない事項及び業務上疑義が生じた場合は、両者協議の上、業務を進めるものとする。